

# 足場の組立て等の業務に係る特別教育

平成 27 年 7 月 1 日施工の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立（脚立に手すりを取り付ける作業等）、解体または変更（手すりや幅木等を外す・取付け・位置変更等）に係る作業に従事する方を対象として特別教育の受講が義務付けられましたが、その「経過措置」も平成 29 年 6 月 30 日をもって終了しました。以降は足場作業に就く際には特別教育が必須となります。

（教育カリキュラム・時間）

| 科 目                     | 範 囲  | 時 間    |
|-------------------------|--|--------|
| 足場及び作業の方法に関する知識         | 足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り浅橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立、解体及び変更の作業の方法 | 3 時間   |
| 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 | 工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法   | 30 分   |
| 労働災害の防止に関する知識           | 墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法  | 1.5 時間 |
| 関係法令                    | 法、令及び安衛則中の関係条項   | 1 時間   |
| 計                       |  | 6 時間   |

受講対象者：足場の組立て等の業務に就く方で特別教育を受けていない方。

（地上または堅固な床上における補助作業の業務を除く）

ただし、以下の方は特別教育の全部を省略することができます。

- ①足場の組立等作業主任者技能講習を修了した方
- ②建築施工系とび科の訓練（普通職業訓練）を修了した方、居住システム科建築科または居住システム環境科の訓練（高度職業訓練）を修了した方など足場の組立等作業主任者技能講習規定（昭和 47 年労働省告示第 109 号）第 1 条各号に掲げる方
- ③とびの 1 級または 2 級の技能検定に合格した方
- ④とび科の職業訓練指導員免許を受けた方



日 時 平成 29 年 9 月 30 日（土）  
9:00～16:20（受付 8:40～8:55）

場 所 北上高等職業訓練校

受講料 会 員 9,000 円・非会員 10,000 円

受講料は振込でもお支払いできます。

（振込先：北上信用金庫 大堤支店 普通 0138613 職業訓練法人北上職業訓練協会）

定 員 70 名

申込方法 申込書（下記にご連絡頂ければ送付致します）に必要事項を記入のうえ、受講料、写真 2 枚（上半身 30×24 mm裏面に氏名記入）を添えて、当協会に申込み下さい。

「申込書」はホームページ（<http://www.kitakun.org/>）からダウンロードできます。

申込締切 平成 29 年 9 月 20 日（水）

その他 納入済の受講料は、一切返還できませんのでご了承ください。

職業訓練法人 北上職業訓練協会

北上高等職業訓練校

〒024-0051 北上市相去町山田 2 番地 42

TEL：0197-81-5577 FAX：0197-81-5578

E-mail：info@kitakun.org

HP：http://www.kitakun.org.